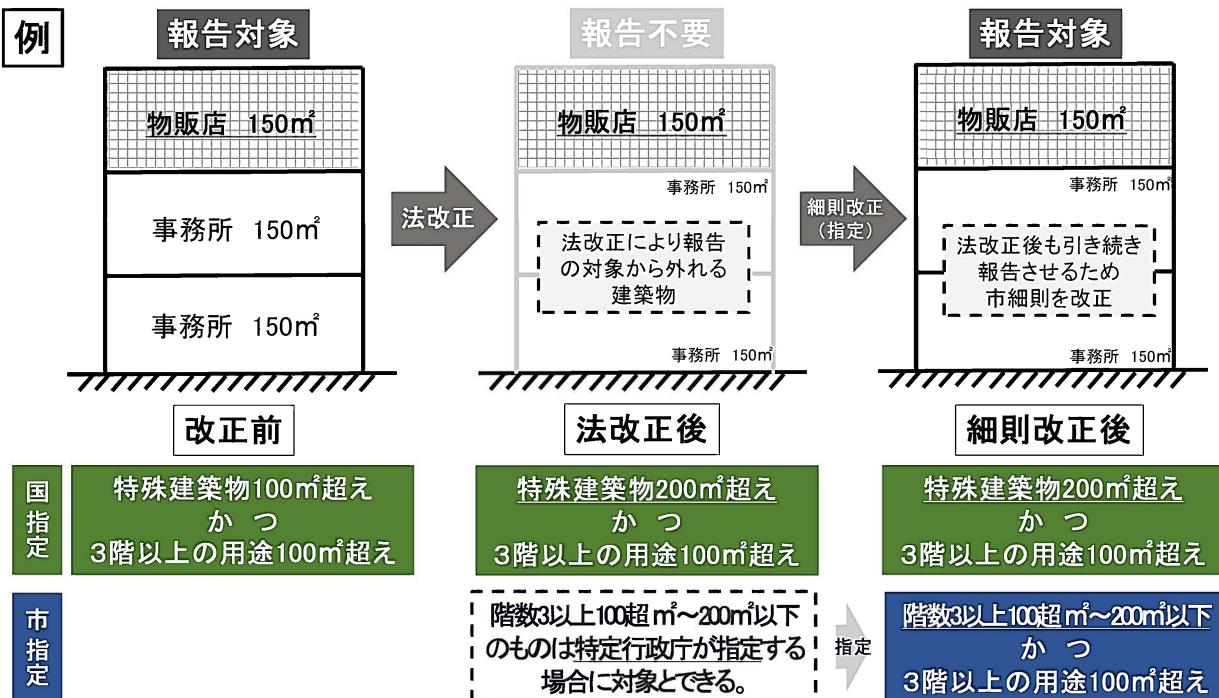
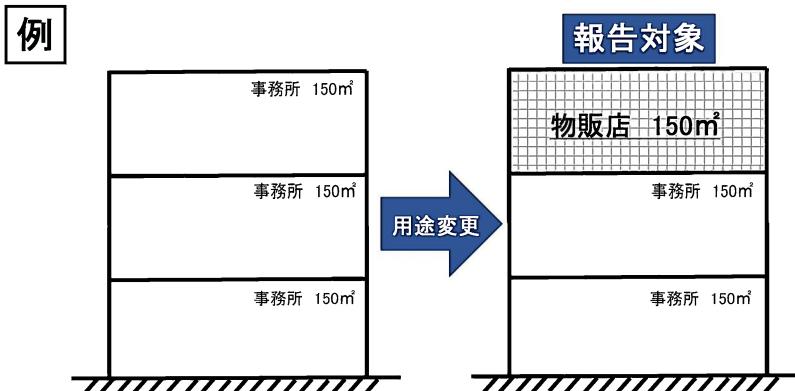


建築基準法改正（令和元年6月25日施行）による、定期報告制度の注意点について



建築基準法の改正により法第6条第1項第1号の建築物の規模が100m²から200m²に変更なりました。改正に伴い、定期報告の対象建築物から200m²以下の特殊建築物から除かれましたが、越谷市建築基準法施行細則により階数3以上、100m²を超え200m²以下の特殊建築物を報告の対象と指定したため、これらの建築物は法改正前と変わらず報告対象となります。



法改正に伴い、200m²以下の特殊建築物へ用途変更する際の確認申請は不要となりましたが、定期報告の対象となる場合があるためご注意下さい。